

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する令和5年5月8日以降の大学等における基本的な感染対策の考え方についてお知らせします。各大学等におかれては、本事務連絡の内容を参考に、適切に御対応いただくようお願いします。

事務連絡
令和5年4月28日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に移行することとなります。これまで3年余にわたり、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を講じ、御対応いただいていた各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針等に沿って御対応いただいていたところ、本年5月8日付けの新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針や政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなります。

このため、本年5月8日以降、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

については、5類感染症への移行後においては、政府として一律に感染症対策を求めることはありませんが、大学等においては、教育研究活動の継続を前提とした上で、感染拡大を防止する観点から、時々の感染状況に応じた対策を適切に講じていくことが重要となります。本年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、下記のとおりお知らせしますので、今後、各大学等におかれては、これらを参考に適切に御対応いただくようお願い

いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について

令和5年5月8日以降の基本的な感染対策について、政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、今後は、各大学等において、教育研究活動の継続を前提とした上で、感染拡大を防止する観点から、時々の感染状況に応じた対策を適切に講じていくことが重要となります。以下を参考にいただきつつ、各大学等において適切に御対応いただくようお願いいたします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針は廃止されることとなるため、本年5月8日以降の日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となること。また、政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなること。
- ・ 学校における対応については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）を必要に応じて参考にすること。

具体的には、平時においては、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット等、教育研究活動に支障を生じさせることなく両立が可能な対策について継続して実施することが有効であり、感染状況が落ち着いている時は、衛生管理マニュアルに記載の事項以外に特段の感染症対策を講じる必要はないと考えられること。また、これまでお示ししているとおり、教育研究活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること。

感染拡大時においては、一時的に、身体的距離を確保すること等が考えられる

こと。また、感染状況によっては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく出席停止の措置や臨時休業など、学生の学修機会の確保等に留意しつつ、機動的に対応を行うことが考えられること。なお、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 5 年 4 月 28 日付け 5 文科初第 345 号）を参照すること。

2 学修者本位の教育活動の実施と学生に寄り添った対応について

各大学等におかれては、1 を踏まえつつ、引き続き、学修者本位の教育活動を実施していただくことが重要であることから、「令和 5 年 4 月 1 日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 事務連絡）の（2）においてお示しした各点を御参照いただき、適切に御対応いただくようお願いいたします。

（参考）関連通知等

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023. 5. 8 ～）
https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 5 年 4 月 28 日付け 5 文科初第 345 号）
https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和 5 年 3 月 31 日付け 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>
- 「令和 5 年 4 月 1 日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

<本件連絡先>

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課

連絡先：03-5253-4111（内線：2482）